

信託財産の破産手続検討表

相続財産破産の規定		相続財産破産の規定と信託法との対比		信託法改正要綱試案補足説明
信託財産の破産の対象となる信託の範囲の限定の要否について		破産法に規定なし		「信託が事業を目的とするもの」のみに破産能力を認めるか、破産手続の対象となる信託の範囲は限定しないものとするか
管轄	222条	1項	開始要件として、受託者の住所地が日本国内にある場合や、信託財産が日本国内にある場合という規定が必要か	補足説明には管轄についての記述なし。
		2項	受託者の住所地が管轄	
		3項	信託財産の所在地	
		4項		
		5項	管轄裁判所相互の規定であり必要	
手続開始原因	223条		相続財産の場合は、債務超過のみ。この破産原因で足りるか。支払不能(含む、支払停止による支払不能の推定)を考るか。無限責任信託と有限責任信託で破産原因を分けるか	有限責任信託(仮称)に関しては、債務超過を破産手続開始の原因とすること、支払不能については、信託財産の破産の手続開始原因とはしない。
破産手続の申立	224条	1項	申立権者として、信託債権者、(受遺者=受益者?)として受益者、受託者でよいか。	補足説明には破産手続開始申立権者についての記述なし。
		2項 1号	信託債権者、受益者の場合に、債権の発生原因を疎明すること、信託財産の破産原因の疎明が必要とした場合に、受益者の受益権の存在のみで、破産申立を認めてよいか。既発生 of 具体的受益権請求権とするか。	
		2号	受託者が申立を行う場合に単に信託財産の破産原因の疎明だけで足りるか。無限責任信託の場合と、有限責任信託の場合で破産原因に違いがあるとして、更に受託者の申立について制限を加えるか。	
破産手続開始の申立期間	225条		相続財産の場合、相続人の財産と分離されていることが必要であるから、申立期間の限定がなされている。受託者が分別管理義務を負担する信託の場合には直ちに適用はないと思われる。存続中の合名会社、合資会社について、支払不能または債務超過の準用を否定している破産法16条2項にあわせて存続中の信託財産について、制限するか(存続中の信託財産について、「債務超過」を排除するということだけか)。	補足説明には破産手続開始の期間の限定に関する記述なし。
破産手続開始決定前の相続開始	226条	1項 2項 3項	226条は、破産手続申立後、開始決定前に債務者について相続が発生した場合の規定であり、信託の場合には論じる必要がないか。	補足説明には、記述なし。

信託財産の破産手続検討表

		4項		
破産手続開始の決定後の相続の開始	227条		227条は、開始決定後に破産者が死亡した場合の規定であり、信託の場合には同様の規定は不要か。	補足説明には、何ら記述なし(検討の必要性はない)。
限定承認または財産分離手続との関係	228条		受託者が分別管理義務を負う信託の場合には不要か。	
破産財団の範囲	229条	1項	破産手続の対象となる信託財産の範囲を規定することは必要	信託財産の破産においては、相続財産の破産と同様に、破産者に当たる概念は存しないことにかんがみると、相続財産の破産と同様に、信託財産に属する一切の財産が破産財団に属することになるものと考えられる。
		2項	2項・3項の相続人との権利義務を規定する条項に類する規定(受益者に対する費用及び損害賠償請求権、受託者の報酬請求権の取扱い)を置く必要があると思われる。	
		3項		
相続人等の説明義務	230条	1項 2項 3項	信託財産の破産の場合に説明義務の規定を設けることは当然であろう。この場合、説明義務を負うのは、受託者とその代理人、受託者の管理委託者、それらの従業員等でよいか。なお、受託者らについて、居住制限や引致の規定が必要か。	補足説明には、説明義務者等に関する記述なし。
相続債権者及び受遺者の地位	231条	1項	信託債権者が、破産債権者となるのは当然として、受益者をどのように取り扱うべきか。単に、相続財産の破産の場合のように信託債権者が受益者に優先するという規定だけでよいか。受託者の費用及び損害賠償請求権(信託法36条)の取扱いはどうするか。信託法の優先序列を、どこまで信託破産手続で貫徹すべきか。また、受益権を、破産手続内でどのように処理するか。財産上の請求権であれば、破産手続上これを参加させるべきであるが、受益権の本質を巡る議論もあり、どのように規	補足説明には直接の記述がないが、(4)破産債権の範囲についてについて、以下の記述がある(信託財産の破産においては、信託財産を責任財産とする債権、すなわち、破産手続開始前の原因に基づいて生じた信託債権及び受益債権であって、財団債権に該当しないものを破産債権とすることになるものと考えられる。)
		2項	読替規定は必要	
相続人の地位	232条	1項	信託財産破産手続において、受託者の地位を規定することは必要である。ただ、受託者が有する信託財産に対する債権をどのように取り扱うべきか、信託実体法との整合性が必要。	補足説明には、記述なし。
		2項	信託債権者に対して、受託者が代位弁済した場合の、受託者の信託財産に対する債権の取扱は、破産法232条2項と同様でよいか。	
相続人の債権者の地位	233条		受託者の債権者が、信託財産破産手続に参加できないことは当然。規定を設ける必要があるか。	補足説明には、記述なし。
否認権に関する規定の適用関係	234条		否認に関する規定のうち、破産者の行為を受託者と読み替えることは当然である。	補足説明には、記述なし。

信託財産の破産手続検討表

受遺者に対する担保の提供等の否認	235条	1項          2項	受遺者に対する否認につき、伊藤眞「破産法」第4版426頁は、「破産債権者を害するとは、弁済などの時に破産財産が債務超過の状態にあり、受遺者に対する弁済によって破産債権者たるべきものが完全な満足を受けられなくなることを意味する。この場合の否認は、否認の一般原則と異なって、支払不能などの事実に関する受益者の悪意の主観的要件を問題とせず、破産債権者に対する責任財産の減少という、客観的要件のみに軽減して否認を認める趣旨である。」とする。仮に、受益者に対する受益債権の弁済について、同様の規定を設けるべきか。仮に、受益権者に対する特別の否認権を認めるとして、その場合、受遺者と同じく、客観的要件のみで規定可能か。読替規定は必要	補足説明には、記述なし。
否認後の残余財産の分配など	236条		信託財産の破産手続において、否認によって回復された財産が、信託債権者に対する支払が終了した後も残るのであれば、その分配に関する規定は必要であろう。	補足説明には記述なし。
破産債権者の同意による破産手続廃止の申立	237条	1項  2項	信託財産に関する同意廃止の規定は必要であろう。	補足説明には、記述なし。